

## 被扶養者認定に必要な添付書類

### 被扶養者の認定要件

- ・年間の収入が130万円（60歳以上、又、障害年金受給者は180万円）未満かつ、被保険者の収入の1/2未満であること
- ・別居されている方の収入は、仕送り額よりも少ないこと

### 認定日

- ・原則、被扶養者（異動）届及び必要書類一式が提出され健康保険組合が扶養の事実を認めた日が認定日となります。

### 添付書類

※認定対象者の状況により、追加で提出書類をお願いすることがあります。

認定対象者		必要書類	
全員提出【続柄や同居/別居を証明できるもの】		世帯全員の「住民票」【続柄記載のあるもの・個人番号無し】 <b>原本</b>	
16歳以上 全員提出【収入の有無にかかわらず】		「被扶養者現況届」ボールペンで記入 <b>原本</b>	
収入なし	無職無収入	上記2点のみ	
	自営業廃業	廃業届出書(写)【税務署受領印のあるもの】	
	基本的には全員提出		健康保険資格喪失証明書 <b>原本</b> 【状況により(写)の場合もある】
	退職して1年以内	失業給付を受給する	申請前・申請中 日額決定～受給中
		受給期間を延長する	手続中～手続終了
	失業給付の受給が終了した		
	失業給付の手続きをしない		
	加入期間不足や離職票がない		
	雇用保険に未加入		
収入あり	就業者（給与収入・パート・アルバイト）		
	就業者（収入が減った事により雇用条件が変わった等）		
	各種年金	受給中	
		申請中	
	給付金（傷病手当金や出産手当金等）		
	自営業収入・不動産・利子等その他収入		

### 上記に加えて、状況に応じて追加で必要な書類

被保険者と別居の場合	仕送り金額と継続性が確認できる書類【不定期送金や手渡しは不可】 直近3ヶ月以上の振込受領書(写)や預金通帳(写)* *金額、送金人、受取人が確認できるもの
出生の場合	母子手帳(写)や出生日がわかる書類 【但し、夫婦共働きの場合は配偶者の所得証明書 <b>原本</b> 】
結婚による場合	婚姻届受理証明書または戸籍謄本【全部事項証明書】
内縁の配偶者	戸籍謄本【全部事項証明書】 ← 被保険者・認定対象者双方
同居家族がいる場合（被扶養者以外）	左記該当者の「所得証明書」